

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する電気の調達
仕様書

南和広域医療企業団
事務局 施設用度課

仕 様 書 ①

1. 概要

- (1)対象建物 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター
- (2)需要場所 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1
- (3)業種及び用途 病院

2. 仕様

(1)電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式 交流三相3線式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 2回線受電

(2)契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力(契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。)

(a)契約電力(常時電力)1,370kW

(b)契約電力(予備電源)1,370kW

(常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から常時供給電圧と同位の電圧で受電する。)

イ 予定使用電力量 5,628,500kWh

(令和9年1月1日～令和9年12月31日までの使用量見込み)

※予定使用電力量は、使用見込みであり、実績使用量を保証するものではない。

(a)各月の電力使用計画および実績(最大需要電力、使用電力量)別紙①-1のとおり

(b)季節および時間帯別の電力使用計画 別紙①-2のとおり

(3)契約使用期間 令和9年1月1日0時から令和9年12月31日24時まで

(4)需給地点 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター構内第1柱気中開閉器の電源側接続点(2ヶ所)とする。

(5)電気工作物の財産分界点 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター構内第1柱気中開閉器の電源側接続点(2ヶ所)とする。

(6)保安上の責任分界点 電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7)検針日および計量

検針日は、毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

また、受電実績として、1月ごとに時間別(30分ごとまたは1時間ごと)の計測データ(電力または電力量)を提供すること。

(8)代金の算定期間 代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(9)料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。

また、契約期間中の電力量料金単価の値上げはできないものとする。

(10)力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11)燃料費調整

発電に要する燃料価格が変動した場合は、供給者は電力量料金の調整を行うことができる。調整の方法については、需要者・供給者が協議の上定めた約款等によるものとする。

ただし、当該地域を所管するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価の上限を超えないものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、燃料調整単価は入札当月に適用される額を用いるものとする。

(12)賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(13)市場価格調整

市場価格調整については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、市場価格調整単価は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(14)契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15)精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16)支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、南和広域医療企業団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17)その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書①に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

各月の電力使用計画および実績

各月の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R9年 1月	1,370	617,000	100
R9年 2月	1,370	548,000	100
R9年 3月	1,370	506,700	100
R9年 4月	1,370	384,700	100
R9年 5月	1,370	363,100	100
R9年 6月	1,370	387,300	100
R9年 7月	1,370	512,200	100
R9年 8月	1,370	517,300	100
R9年 9月	1,370	457,100	100
R9年10月	1,370	377,200	100
R9年11月	1,370	404,700	100
R9年12月	1,370	553,200	100
予想合計	—	5,628,500	—

電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R7年 9月	1,370	1,269	462,154	100
R7年10月	1,370	918	390,292	100
R7年11月	1,370	1,035	417,835	100
R7年12月	1,370	1,200	548,418	100
R8年 1月	1,370	1,327	628,170	100
R8年 2月	1,370	1,321	520,106	100
R8年 3月	1,370	1,150	489,971	100
R8年 4月	1,370	887	360,900	100
R8年 5月	1,370	843	349,180	100
R8年 6月	1,370	907	360,150	100
R8年 7月	1,370	1,271	485,748	100
R8年 8月	1,370	1,268	481,599	100
実績合計	—	—	5,494,523	—

季節および時間帯別の電力使用計画

	電力量(kWh)		
	時間帯1	時間帯2	時間帯3
R9年 1月	387,800	229,200	
R9年 2月	287,600	260,400	
R9年 3月	320,100	186,600	
R9年 4月	228,900	155,800	
R9年 5月	210,300	152,800	
R9年 6月	252,700	134,600	
R9年 7月	141,600	174,900	195,700
R9年 8月	142,800	176,600	197,900
R9年 9月	119,300	172,400	165,400
R9年10月	232,100	145,100	
R9年11月	235,000	169,700	
R9年12月	313,500	239,700	
時間帯別の合計	2,871,700	2,197,800	559,000

仕 様 書 ②

1. 概要

- (1)対象建物 南和広域医療企業団吉野病院
- (2)需要場所 奈良県吉野郡吉野町丹治130番地1
- (3)業種及び用途 病院

2. 仕様

(1)電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式 交流三相3線式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電

(2)契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力 実量制(当月を含む過去1年間の各月の最大電力のうちで最も大きい値)とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、契約電力は、293kWで計算するものとする。

イ 予定使用電力量 1,104,900 kWh

(令和9年1月19日～令和10年1月18日までの使用量見込み)

※予定使用電力量は、使用見込みであり、実績使用量を保証するものではない。

(a)各月の電力使用計画および実績(最大需要電力、使用電力量)別紙②-1のとおり

(b)季節および時間帯別の電力使用計画 別紙②-2のとおり

(3)契約使用期間 令和9年1月19日0時から令和10年1月18日24時まで

(4)需給地点 南和広域医療企業団吉野病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(5)電気工作物の財産分界点 南和広域医療企業団吉野病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(6)保安上の責任分界点 電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7)検針日および計量

検針日は、毎月19日とし、19日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

また、受電実績として、1月ごとに時間別(30分ごとまたは1時間ごと)の計測データ(電力量)を提供すること。

(8)代金の算定期間 代金の算定期間は、毎月19日から翌月の18日までの期間とする。

(9)料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。

また、契約期間中の電力量料金単価の値上げはできないものとする。

(10)力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11)燃料費調整

発電に要する燃料価格が変動した場合は、供給者は電力量料金の調整を行うことができる。調整の方法については、需要者・供給者が協議の上定めた約款等によるものとする。ただし、当該地域を所管するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価の上限を超えないものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、燃料調整単価は入札当月に適用される額を用いるものとする。

(12)賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(13)市場価格調整

市場価格調整については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、市場価格調整単価は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(14)契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15)精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16)支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、南和広域医療企業団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17)その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書②に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

各月の電力使用計画および実績

各月の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R 9年 2月	293	99,600	100
R 9年 3月	293	85,500	100
R 9年 4月	293	74,200	100
R 9年 5月	293	64,900	100
R 9年 6月	293	82,700	100
R 9年 7月	293	110,700	100
R 9年 8月	293	123,000	100
R 9年 9月	293	119,300	100
R 9年10月	293	84,400	100
R 9年11月	293	70,100	100
R 9年12月	293	87,300	100
R10年 1月	293	103,200	100
予想合計	—	1,104,900	—

電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R7年 8月	280	276	119,757	100
R7年 9月	276	269	121,390	100
R7年10月	276	222	92,256	100
R7年11月	276	178	72,434	100
R7年12月	276	219	86,940	100
R8年 1月	276	261	106,280	100
R8年 2月	276	236	83,994	100
R8年 3月	276	182	80,223	100
R8年 4月	276	186	66,276	100
R8年 5月	276	199	88,566	100
R8年 6月	276	259	99,564	100
R8年 7月	276	293	124,644	100
実績合計	—	—	1,142,324	—

季節および時間帯別の電力使用計画

	電力量(kWh)		
	時間帯1	時間帯2	時間帯3
R9年 2月	49,700	49,900	
R9年 3月	43,900	41,600	
R9年 4月	44,200	30,000	
R9年 5月	34,300	30,600	
R9年 6月	54,000	28,700	
R9年 7月	40,600	41,800	28,300
R9年 8月	30,700	52,800	39,500
R9年 9月	32,100	46,100	41,100
R9年10月	33,800	35,400	15,200
R9年11月	41,600	28,500	0
R9年12月	51,600	35,700	0
R10年 1月	56,700	46,500	0
時間帯別の合計	513,200	467,600	124,100

仕 様 書 ③

1. 概要

- (1)対象建物 南和広域医療企業団五條病院
- (2)需要場所 奈良県五條市野原西5丁目2番59号
- (3)業種及び用途 病院

2. 仕様

(1)電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式 交流三相3線式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電

(2)契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力 実量制(当月を含む過去1年間の各月の最大電力のうちで最も大きい値)とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、契約電力は、415kWで計算するものとする。

イ 予定使用電力量 1,311,700 kWh

(令和9年1月1日～令和9年12月31日までの使用量見込み)

※予定使用電力量は、使用見込みであり、実績使用量を保証するものではない。

(a)各月の電力使用計画および実績(最大需要電力、使用電力量)別紙③-1のとおり

(b)季節および時間帯別の電力使用計画 別紙③-2のとおり

(3)契約使用期間 令和9年1月1日0時から令和9年12月31日24時まで

(4)需給地点 南和広域医療企業団五條病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(5)電気工作物の財産分界点 南和広域医療企業団五條病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(6)保安上の責任分界点電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7)検針日および計量

検針日は、毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

また、受電実績として、1月ごとに時間別(30分ごとまたは1時間ごと)の計測データ(電力量)を提供すること。

(8)代金の算定期間 代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(9)料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。

また、契約期間中の電力量料金単価の値上げはできないものとする。

(10)力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11)燃料費調整

発電に要する燃料価格が変動した場合は、供給者は電力量料金の調整を行うことができる。調整の方法については、需要者・供給者が協議の上定めた約款等によるものとする。ただし、当該地域を所管するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価の上限を超えないものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、燃料調整単価は入札当月に適用される額を用いるものとする。

(12)賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(13)市場価格調整

市場価格調整については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、市場価格調整単価は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(14)契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15)精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16)支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、南和広域医療企業団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17)その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書③に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

各月の電力使用計画および実績

各月の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R9年 1月	415	161,500	100
R9年 2月	415	141,300	100
R9年 3月	415	122,400	100
R9年 4月	415	74,600	100
R9年 5月	415	69,300	100
R9年 6月	415	73,600	100
R9年 7月	415	120,600	100
R9年 8月	415	125,700	100
R9年 9月	415	112,300	100
R9年10月	415	72,100	100
R9年11月	415	95,800	100
R9年12月	415	142,500	100
予想合計	—	1,311,700	—

電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R7年 9月	407	300	138,256	100
R7年10月	407	209	77,132	100
R7年11月	407	273	100,427	100
R7年12月	407	369	139,986	100
R8年 1月	411	411	170,224	100
R8年 2月	415	415	139,225	100
R8年 3月	415	344	124,195	100
R8年 4月	415	215	74,600	100
R8年 5月	415	194	75,264	100
R8年 6月	415	241	79,458	100
R8年 7月	415	349	128,763	100
R8年 8月	415	335	126,817	100
実績合計	—	—	1,374,347	—

季節および時間帯別の電力使用計画

	電力量(kWh)		
	時間帯1	時間帯2	時間帯3
R9年 1月	98,900	62,600	
R9年 2月	86,700	54,600	
R9年 3月	74,700	47,700	
R9年 4月	42,300	32,300	
R9年 5月	42,300	27,000	
R9年 6月	48,400	25,200	
R9年 7月	32,500	43,400	44,700
R9年 8月	35,000	41,900	48,800
R9年 9月	26,700	37,600	48,000
R9年10月	42,200	29,900	
R9年11月	50,200	45,600	
R9年12月	71,400	71,100	
時間帯別の合計	651,300	518,900	141,500